

第2回市民説明会の主な質問と回答

質問内容	回答
教育・保育	
東大阪市内で家庭保育は実施しますか。	保育ニーズに対しては、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業の小規模保育施設により対応します。
認定こども園になるにあたり、保育に欠ける子どもの保育の実施責任というのは、今までどおり東大阪市がもっていただけるのでしょうか。	策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。
地域型保育の子どもの安全対策についてはどのような対策をとっていかれるのでしょうか。	地域型保育については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にもとづき施設を運営することで、安全対策についても十分配慮します。また、年1回の監査を実施することにより、安全対策の確認も行っています。
保育を担う人は地域型でも認定こども園でも保育士資格をもった人でしょうか。	平成27年度から開園する地域型保育事業の小規模保育施設においては全て保育士資格を持った方になります。
保育料	
保育料(1号認定について)、公立幼稚園と認定こども園の保育料は同じですか。	原則、1号認定の保育料は利用する施設に関わらず同じとなります。ただし、東大阪市内立幼稚園の平成27年度の5歳児に限り経過措置をとります。
1号、2・3号の基準額の第1子等基準はどのようになるのですか。(1号が小学校3年生、2・3号が小学生未満について)	1号認定の子どもについては、小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。また、2・3号認定については、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。
保育料の負担額の算定基準である、市民税所得割課税額は世帯の合算額ですか。	お見込みのとおり、世帯の合算になります。
市民税所得割課税額とは、調整控除や税額控除額をひいた後の金額ですか。	市民税所得割課税額は、“調整控除のみ”を引いた後の金額となります。したがって、その他の税控除(住宅ローン控除など)は、所得割課税額に足した上で、保育料の算定を行います。
保育料は公立・民間どちらも同じになるという考えでしょうか。	子ども・子育て新制度に移行する施設につきましては、公立も民間も全て支給認定区分と世帯の所得に応じた保育料となります。ただし、東大阪市内立幼稚園の平成27年度の5歳児に限り経過措置をとります。
通勤時間は就労時間に含まれないということですか。どうしても保育時間を超えてしまう場合は、延長保育料を払わないといけないのでしょうか。	支給認定における保育必要量(標準時間と短時間)の判定上、就労時間に通勤時間は含まれます。保育時間を超えてしまう場合は、延長保育となり、利用される施設によりますが、延長保育料がかかります。
認定こども園	
認定こども園とは幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせもつとあるが、幼稚園児と保育園児と一緒に過ごす時間をつくるということですか。具体的になにが変わるか知りたいです。	認定こども園では、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を有しています。また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供なども行います。
新こども園では給食は毎日出るのでしょうか。	幼保連携型認定こども園においては、原則自園調理が原則となっています。ただし、3歳児以上については経過措置として、外部搬入が認められています。
現状の私立幼稚園から認定こども園に変わる幼稚園と、そうでない園がありますが、今後は全ての園が認定こども園に変わるのでしょうか。変わっていない園に何か理由はありますか。変わる事によって園、在園児にとってデメリットがあるのでしょうか。	認定こども園に移行するかは各園の判断となります。
認定こども園が具体的に今通っている保育所とどうちがうのか(保育内容とか)が知りたいです。	保育所においては、保育所保育指針に基づき保育が実施されますが、認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育が実施されます。
入所	
認可外施設が認可になった場合で申請をしたが、入所がすべてはずれた場合で保育が必要な家庭は、又、認可外の施設を初めから探さないといけないという事ですか。また、今まで認可外に入っていて、認可されてしまった施設は、申請が通らなると通えないのでしょうか。	認可外保育施設が、小規模保育等の認可を受けた場合、入所には、市の利用調整が必要となります。申込みの状況や保護者の方の保育を必要とする事由の有無等により、引き続き利用できない場合もあります。
保育所入所選考基準は、主たる保育者の労働状況にもとづく基準になっていますが、両親ともに労働状況を考慮した基準とすべきではないでしょうか。	本市では、主たる保育者の状況を重視した選考基準となっており、子ども子育て会議で確認されたものです。ご指摘の点については、今後の検討課題とします。
子供が既に幼稚園に通っている場合、兄弟入園等で優遇されるのでしょうか。	兄弟が既に幼稚園に入所されていても、保育施設の入所選考においては兄弟入園等の優遇はありません。
公立施設	
公立保育所の統廃合はありますか。	公立保育所の統廃合については、(仮称)公立の就学前教育・保育施設再編整備計画により、検討を進めます。
一時預かり	
新たにスタートするリフレッシュ型一時保育について、利用方法は決まっているのでしょうか。	利用方法は現在検討中ですが、内容が決まり次第早期にお知らせします。